

ＩＣカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ＩＣカードの利用)

- (1) ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫および提携金融機関所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
 - ② 当金庫および提携金融機関所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当金庫および提携金融機関所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ その他当金庫所定の取引をする場合

3. (ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (ＩＣカード以外のカードへの変更)

ＩＣカードの利用をやめ、ＩＣカード以外のカードに変更する場合には、当金庫の窓口に出してください。この変更は当金庫所定の手続きをした後に行います。

以 上